

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
商店街等名
代表者

㊦

消費税及び地方消費税に関する届出について

令和 年 月 日付2産労商地政第 号により交付決定通知のあった令和2年度感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業費補助金（東京都政策課題対応型商店街事業）に係る実績報告書の提出に当たり、下記のとおり、消費税及び地方消費税の取扱について届け出ます。

記

1. 免税事業者
2. 課税事業者であり、簡易課税制度を選択
3. 課税事業者（任意団体）であり、簡易課税制度を選択せず、特定収入割合が5%を超える（若しくは超える見込み）。
4. 上記2及び3以外の課税事業者
 - ① 「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」は明らかであり、当該仕入控除税額を除外して実績報告書を提出する。
 - ② 「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」が明らかでなく、当該仕入控除税額相当額を除外せずに、実績報告書を提出する。
なお、消費税等の確定申告により、当該仕入控除税額が確定した後、速やかに報告を行う。

※ 1～4のいずれか該当するものを○で囲む。

※ 4に該当する場合は、①又は②のいずれか該当するものを○で囲む。